

平成23年1月14日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会

会長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成22年12月24日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 非常勤特別職の職員の支給区分及び報酬額について

教育専門指導員、市史総括編集委員及び市史編集委員については、諮問された支給区分及び報酬額について、適当であると思料する。

2 上記答申をまとめるに至った審議経過は、別記のとおりである。

《審議経過》

当審議会は、特別職の職員の支給区分及び報酬額について市長から諮問を受け、平成22年12月24日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

【概要】

非常勤特別職の職員（教育専門指導員・市史総括編集委員・市史編集委員）の支給区分及び報酬額について

- 1 教育専門指導員については、主として教職員に対する指導やそれにかかる業務を行っている、教職員研修指導員、教育史編集委員、学校支援課事務嘱託員（学校支援指導員担当）、社会教育課事務嘱託員（家庭教育学級・社会教育担当）を整理統合し、設置されるものである。

報酬額については、勤務日数等を考慮して月額とすることとし、その業務内容や勤務形態等を総合的に勘案したところ、諮問された報酬額について適当であると判断するに至ったものである。

- 2 市史総括編集委員及び市史編集委員については、市史の編さん事業の見通しが立ったことから、必要に応じて編集業務に携わることとなるため、委員の職を整理するとともに月額報酬から日額報酬へ支給区分を変更するものである。

市史編さん事業の業務形態の変化による支給区分の見直しであり、報酬額についてもその勤務形態等を総合的に勘案したところ、諮問された支給区分・報酬額について適当であると判断するに至ったものである。